

## 平成 28 年度 白川明星園とともに地域の福祉をよくする会

### 総会（次第）

日時：平成 28 年 6 月 7 日（火）14 時 00 分～14 時 30 分

場所：白川明星園 5 階駐車場「特設会場」

[第 1 部] 総会 14 時 00 分～14 時 30 分

1. 開会の挨拶【司会：水岡】
2. 代表挨拶 白川明星園とともに地域の福祉をよくする会 代表 河野 三千子
3. 統括責任者挨拶 白川明星園 統括責任者 清水 芳美
4. 議長選出【議長：和田】
5. 議案審議
  - (1) 平成 27 年度活動報告（案）の検討とその承認【水岡】
  - (2) 平成 27 年度決算報告【岸本】
  - (3) 平成 28 年度活動計画（案）の検討とその承認【河野】
  - (4) 平成 28 年度予算（案）の検討とその承認 【岸本】
  - (5) 役員承認について 【渡邊】
6. 議長解任
7. 菟道養護改築に伴う、募金活動の呼びかけ
8. 閉会挨拶【河野】

[第 2 部] 14 時 30 分～15 時 30 分

- ・出張喫茶（カフェ）企画 ～社会福祉法人同胞の家 イサク事業所 どうほうの家 second～  
※スイーツやこだわりのジュース等をお楽しみください。

## 平成27年度 活動報告 (案)

- 4月4日 大開学区春の会食会(3名)
- 4月7日 神明カフェ特別企画パート①②(ビーズを使ったアクセサリ作り 8名)
- 4月14日 神明カフェパート①第1回 (15名)
- 4月21日 第1回 世話人会開催
- 4月22日 神明カフェパート②第1回 (23名)
- 5月1日 第2回 世話人会開催
- 5月8日 大開学区配食会(3名)
- 5月12日 神明カフェパート①第2回 (13名)
- 5月14日 白川よくする会総会 ※お茶摘み体験イベント・同胞の家喫茶同日開催
- 5月20日 神明カフェパート②第2回 (14名)
- 6月9日 神明カフェパート①第3回 (24名)
- 6月16日 第3回 世話人会開催
- 6月17日 神明カフェパート②第3回 (22名)
- 6月20日 大開学区みなつきの会食会 (4名)
- 7月14日 神明カフェパート①第4回 (25名)
- 7月21日 第4回 世話人会開催
- 7月22日 神明カフェパート②第4回 (15名)
- 8月11日 神明カフェパート①第5回 (15名)
- 8月18日 第5回 世話人会開催
- 8月19日 神明カフェパート②第5回 (11名)
- 9月8日 神明カフェパート①第6回 (21名)
- 9月16日 神明カフェパート②第6回 (13名)
- 9月26日 大開学区秋の会食会 (4名)
- 10月13日 神明カフェパート①第7回 (25名)
- 10月20日 第6回 世話人会開催
- 10月21日 神明カフェパート②第7回 (14名)
- 11月10日 神明カフェパート①第8回 (23名)
- 11月13日 大開学区秋の配食会 (4名)
- 11月17日 第7回 世話人会開催
- 11月18日 神明カフェパート②第8回 (12名)
- 12月8日 神明カフェパート①第9回 (21名)
- 12月15日 第8回 世話人会開催
- 12月16日 神明カフェパート②第9回 (21名)
- 1月12日 神明カフェパート①第10回 (22名)

1月19日 第9回 世話人会開催  
1月20日 神明カフェパート②第10回(16名)  
2月9日 神明カフェパート①第11回(22名)  
2月16日 第10回 世話人会開催  
2月17日 神明カフェパート②第11回(16名)  
3月8日 神明カフェパート①第12回(24名)  
3月11日 大開学区配食会(4名)  
3月15日 第11回 世話人会開催  
3月16日 神明カフェパート②第12回(13名)

平成27年度 白川明星園とともに地域の福祉をよくする会 決算報告

<収入の部>

(円)

| 科目     | 27年度決算額 | 27年度予算額 | 増減      | 摘要                |
|--------|---------|---------|---------|-------------------|
| 会費     | 123,000 | 200,000 | -80,000 | 27年度会費(個人会員 111名) |
|        | 30,000  | 33,000  |         | (協力会員 10名)        |
| 寄付金    | 0       | 1,000   | -1,000  |                   |
| 事業収入   | 0       | 15,000  | -15,000 | よくする会事業収入(夏祭り)    |
| その他    | 4,057   | 100     | 3,957   | 決算利息 不明金(4000円)   |
| 前年度繰越金 | 389,927 | 389,927 | 0       |                   |
| 合計     | 546,984 | 639,027 | -92,043 |                   |

<支出の部>

(円)

| 科目       | 27年度決算額 | 27年度予算額 | 増減      | 摘要                    |
|----------|---------|---------|---------|-----------------------|
| 事業費      | 91,986  | 80,000  | -4,754  | 茶摘み・総会 等              |
|          | 83,396  | 80,000  |         | 神明カフェ                 |
|          | 39,864  | 30,000  |         | 白川夏祭り                 |
|          | 0       | 30,000  |         | その他よくする会事業(スリーA養成講座等) |
| 事務費      | 4,692   | 5,000   | -308    | 事務用品 残高証明書            |
| 会議費      | 0       | 2,000   | -2,000  |                       |
| 通信費      | 9,664   | 20,000  | -10,336 | 切手(総会案内・白川季刊誌送付)      |
| その他支出    | 0       | 0       | 0       | 3事業所合同勉強会謝礼金          |
| 予備費(繰越金) | 317,382 | 392,027 | -74,645 |                       |
| 合計       | 546,984 | 639,027 | -92,043 |                       |

<収入の部>

¥546,984

<支出の部>

¥229,602

=

<次年度繰越金>

¥317,382

(内訳) 預金残高 281,552円

監査の結果、計数は正確であり、適正と認めます。

現金残高 35,830円

平成27年5月8日

会計監査 清水 芳美



平成28年度 白川明星園とともに地域の福祉をよくする会 予算書(案)

<収入の部>

(円)

| 科目      | 28年度予算額 | 27年度予算額 | 増減       | 摘要             |
|---------|---------|---------|----------|----------------|
| 会費      | 150,000 | 200,000 | -50,000  | 個人会員(目標 150名)  |
|         | 33,000  | 33,000  |          | 協力会員(目標 10名)   |
| 寄付金     | 1,000   | 1,000   | 0        |                |
| 事業収入    | 0       | 15,000  | -15,000  | よくする会事業収入(夏祭り) |
| その他     | 60      | 100     | -40      |                |
| 前年度繰越金  | 317,382 | 389,927 |          |                |
| 収入合計(1) | 501,442 | 639,027 | -137,585 |                |

<支出の部>

(円)

| 科目      | 28年度予算額 | 27年度予算額 | 増減       | 摘要                    |
|---------|---------|---------|----------|-----------------------|
| 事業費     | 120,000 | 80,000  | 30,000   | 総会 カフェ 等              |
|         | 90,000  | 80,000  |          | 神明カフェ                 |
|         | 40,000  | 30,000  |          | 白川夏祭り                 |
|         | 0       | 30,000  |          | その他よくする会事業(スリーA養成講座等) |
| 事務費     | 5,000   | 5,000   | 0        | 事務用品                  |
| 会議費     | 2,000   | 2,000   | 0        |                       |
| 通信費     | 20,000  | 20,000  | 0        | 切手(総会案内等)             |
| 予備費     | 224,442 | 392,027 | -167,585 |                       |
| 支出合計(2) | 501,442 | 639,027 | -137,585 |                       |

1/03



## 平成28年度「白川明星園とともに地域の福祉をよくする会」活動方針（案）

1. 地域での生活が、より実りある充実したものになることを目指す。
2. 白川よくする会の存在をより多くの方に知っていただき、輪を広げていくため、会員数を150名まで拡大する。
3. 白川明星園と両輪となって、園内外での行事の積極的な参加・支援をしていく。

## 平成28年度「白川明星園とともに地域の福祉をよくする会」活動計画（案）

1. 年に一度、総会を開催する。
2. 世話人会を随時開催する。
3. よくする会3事業所（菟道・小倉・白川）連絡会を行なう。
4. 地域福祉の推進のため、白川明星園と連携し、以下の行事を計画・実施する。
  - ① 白川明星園大夏祭りの共催
  - ② 地元白川区との交流、行事開催
  - ③ 地域の福祉活動支援
  - ④ 「神明カフェ」の開催
  - ⑤ 「神明おしゃべりカフェ」の開催
5. 白川明星園の季刊紙への記事提供、ブログへの記事提供を行い、会の活動を報告していく。
6. 白川明星園の職員がよりよいサービスを提供できるよう、アドバイスする。

## 平成28年度 役員（案）

|       |  |
|-------|--|
| 世話人代表 | 河野 三千子   |
| 会計    | 岸本 俊幸  |
| 会計監査  | 清水 芳美  |
| 世話人   | 川西 美知子、 北村 彦治、 和田 明、 渡邊 寿美子<br>西口 正彦、 谷 恵一、 森 正子、 太田 文子<br>下 雅子、 水岡 憲治、 福嶋 久美子 |

「特養」だけではありません：

# 養護老人ホームは

高齢者が、経済的にも支えられ

安心して暮らすことのできる施設です。

セーフティネット

養護老人ホームは、生活保護の受給や介護保険サービスを利用して、在宅で生活することが困難な高齢者の方々が、公的支援に支えられ安心して当たり前の生活が送れる施設です。

低所得者で、たとえば次のような高齢者が対象となります：

- 一人暮らしだが、緊急時などに頼れる身寄りがなく不安である方
- お金のやりくりが上手くいかず、第三者による適切な財産管理が必要な方
- 同居の家族との関係がよくない方
- 認知症や精神的障害があり生活全般に見守りや助言が必要な方
- ホームレス歴、アルコール問題などがあり、地域に溶け込めない方

宇治明星園養護老人ホーム  
改築募金に、皆様のご協力をお願い致します。



明星園とともに地域の福祉をよくする会

問い合わせ ● TEL(0774)23-6922 / 〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 18-3(菟道明星園内)

# 養護老人ホームについて



## 養護老人ホームって？

○養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が、市区町村長の措置によって入所できる施設です。

○特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

## 具体的にどのような人が対象？

### Aさんの場合

高齢になり自宅内や敷地の整理が難しくなって在宅での生活に不安を感じるようになりました。また、地域の人たちが火事や美観を心配し近所付き合いの関係も悪くなってしまいました。心配をした民生委員さんは市役所に相談に行き、市担当者がAさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い養護老人ホームに入所されました。

入所後は施設職員の生活支援を受けることにより在宅生活の色々な不安から解消され安心な生活を送られています。



### Bさんの場合

商売を行っている息子さん家族と生活をしていました。息子さんが行っている商売がうまくいなくなり、色々な心配をしなくてはならなくなった息子さんとBさんの関係は悪くなり、息子さんがBさんに手を上げるようになってしまいました。

自宅にいることに不安を感じたBさんは家を出てしまい警察に保護され、市役所の担当者がBさんと面談の上、自宅での生活が困難と市が判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

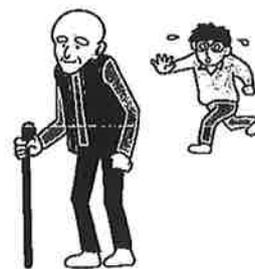
入所後は息子さんとBさんとの関係調整を市担当者が行ったことにより、数ヵ月後、Bさんは息子さん家族と再度生活することになりました。



### Cさんの場合

在宅にて一人で生活していましたが、軽い認知症を発症してしまいました。在宅生活が可能な年金を受給していましたが、生活に対する不安からか年金を担保にお金を借りたうえに、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。その結果、生活が立ち行かなくなったCさんは、市役所に相談し、市は在宅での生活が困難と判断を行い、養護老人ホームに入所されました。

養護老人ホームでの生活にも慣れて、借りたお金の返済も終わり、市は在宅での生活の可能性を再度検討しましたが、認知症も徐々に進行していることもあり、養護老人ホームでの生活を続けることとなりました。



### 養護老人ホームの入所者像（一部）

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1 独居の高齢者               | 2 無年金など経済的に困窮した方    |
| 3 虐待を受けている高齢者          | 4 要支援者              |
| 5 要介護者                 |                     |
| 6 身体的な障害をお持ちの方         | 7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方 |
| 8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者 |                     |
| 9 ホームレスの方              | 10 以前に犯罪を犯した方       |
| 11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方     |                     |